

屋外広告業の登録を受けた皆様へ

屋外広告業の登録を受けられた皆様にご案内しておいたことのうち、主なものを以下にまとめています。内容をご確認の上、屋外広告物条例（以下「条例」）をはじめ関係法令の遵守を徹底してくださるよう、引き続きお願いします。

1 屋外広告業登録申請内容の公表について

(1) 鹿児島県屋外広告業者登録簿への掲載、閲覧

屋外広告業の登録後は、「鹿児島県屋外広告業者登録簿（以下「登録簿」という。）」に次に掲げる事項が掲載されます。

また、登録簿は、鹿児島県土木部都市計画課で一般の閲覧に供することとしています。

【掲載事項】

- ・ 商号、名称又は氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・ 鹿児島県の区域（鹿児島市の区域を除く。以下同じ。）内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- ・ 法人にあっては、その役員の氏名
- ・ 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名）
- ・ 鹿児島県の区域内において営業を行う営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- ・ 登録年月日及び登録番号

(2) 鹿児島県ホームページへの掲載

看板等の掲出を依頼する広告主の方が、鹿児島県に屋外広告業の登録をしている業者に発注できるよう、登録簿の掲載事項のうち、商号、名称又は氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）等を県ホームページに掲載しています。

なお、県ホームページへの掲載に著しい支障等がある場合は、裏面の問合せ先に御相談ください。

2 「屋外広告物事例集」等について

(1) 過去の判断事例や国・他県自治体の参考資料等を踏まえ、屋外広告物法、条例及び規則等の標準的な考え方を整理し、基本的な取扱いを示した「屋外広告物事例集」や「屋外広告物の手引き」を県ホームページで公表していますので利活用ください。

(2) 屋外広告物の表示・設置の許可に当たっては、許可権者である県内の市町村が、各地域内における屋外広告物の形態や周囲の状況などを踏まえ、個々に判断しています。そのため、許可事務等に係る取扱いが各市町村や個々の事案ごとに異なることもありますのでご留意ください。また、具体的な取扱いについては、各市町村にお尋ねください。

(屋外広告物に関する各種情報はこちらから)

県ホームページ > 社会基盤 > 都市計画 > 屋外広告物 > 屋外広告物について

<https://www.pref.kagoshima.jp/ah10/infra/toshi/okugai/okugai-index.html>

(裏面があります。)

3 屋外広告物の安全性の確保について

～ 屋外広告物の広告主，所有者等には安全管理義務があります。 ～



- (1) 屋外広告物の広告主や所有者，設置者，管理者，占有者は，補修その他必要な管理を行い，安全性を保つなど，屋外広告物を常に良好な状態に保持する義務があります。
- (2) 倒壊や落下のおそれがある屋外広告物を表示することは条例で禁止されています。
- (3) 一定規模以上の許可に係る屋外広告物の管理については，有資格者である管理者を置く義務があります。
- (4) 国土交通省のホームページでは，屋外広告物の安全管理対策資料として「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」や「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」等が公表されていますので，併せて利活用ください。

(安全管理対策資料の確認はこちらから)

国土交通省ホームページ > 政策・仕事 > 都市 > 景観 > 屋外広告物適正化の推進
https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000012.html

4 登録事項変更や廃業等のオンライン申請について

令和6年3月から鹿児島県電子申請システムを利用して，屋外広告業に係る届出（登録事項変更，廃業等）がオンラインでできるようになりました。

手続内容	届出時期	申請先QRコード
登録事項 変更届出	屋外広告業の登録事項に変更等が生じた日から30日以内	
廃業等 届出	屋外広告業の廃業等があった日から30日以内	

問合せ先：鹿児島県 土木部 都市計画課 調整係 099-286-3683

かごしま未来応援隊！

(愛称：KMO「Kagoshima Mirai Ouentai」)



© 2023pref kagoshima doboku